議案第29号

令和2年度基山町一般会計補正予算(第2号)

令和2年度基山町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ423,738千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ9,453,212千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月5日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入) (単位:千円)

((単位:十円)
款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
13 使用料及び手数料		127, 367	711	128, 078
	1 使用料	79, 425	711	80, 136
14 国庫支出金		2, 712, 083	193, 618	2, 905, 701
	2 国庫補助金	2, 078, 202	193, 618	2, 271, 820
15 県支出金		529, 599	△39, 634	489, 965
	2 県補助金	158, 742	△39, 634	119, 108
17 寄附金		702, 501	1, 310	703, 811
	1 寄附金	702, 501	1, 310	703, 811
18 繰入金		859, 595	78, 910	938, 505
	1 基金繰入金	859, 100	78, 910	938, 010
20 諸収入		104, 479	154, 723	259, 202
	1 延滞金、加算金及び過料	1, 983	571	2, 554
	3 貸付金元利収入	23, 000	16, 474	39, 474
	5 雑入	38, 688	137, 678	176, 366
21 町債		420, 927	34, 100	455, 027
	1 町債	420, 927	34, 100	455, 027
歳	合 計	9, 029, 474	423, 738	9, 453, 212

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
2 総務費		1, 552, 303	164, 471	1, 716, 774
	1 総務管理費	1, 374, 322	165, 665	1, 539, 987
	2 徴税費	100, 937	$\triangle 6,603$	94, 334
	3 戸籍住民基本台帳費	69, 447	5, 409	74, 856
3 民生費		4, 279, 842	$\triangle 452$	4, 279, 390
	1 社会福祉費	3, 189, 653	△23, 085	3, 166, 568
	2 児童福祉費	1, 089, 887	22, 633	1, 112, 520
4 衛生費		655, 088	3, 649	658, 737
	1 保健衛生費	196, 983	3, 649	200, 632
	3 上水道費	584	0	584
5 労働費		7, 944	20, 974	28, 918
	1 労働諸費	7, 944	20, 974	28, 918
6 農林水産業費		100, 878	△2, 268	98, 610
	1 農業費	89, 149	△2, 268	86, 881
7 商工費		128, 299	12, 488	140, 787
	1 商工費	128, 299	12, 488	140, 787
8 土木費		733, 553	73, 998	807, 551
	2 道路橋梁費	208, 087	73, 529	281, 616
	3 都市計画費	217, 132	△3, 629	213, 503
	5 住宅費	139, 209	4, 098	143, 307
9 消防費		260, 698	△219	260, 479
	1 消防費	260, 698	△219	260, 479
10 教育費		565, 863	149, 961	715, 824
	1 教育総務費	85, 030		85, 565
	2 小学校費	95, 849	87, 616	183, 465
	3 中学校費	54, 509	38, 305	92, 814

(単位:千円)

款	項		補正前予算額	補 正 予 算 額	補正後予算額
	4 社会教育費		204, 979	739	205, 718
	5 保健体育費		125, 224	22, 766	147, 990
13 諸支出金			302	668	970
	2 諸費		0	668	668
14 予備費			15, 919	468	16, 387
	1 予備費		15, 919	468	16, 387
歳出	合	計	9, 029, 474	423, 738	9, 453, 212

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校教育施設等整備事業	(千円) 18,400		利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
上水道一般会計出資事業	(千円) 100	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的			補	正	前						1	浦	正	後			
た頃の日の	限度額	起債の方法	利	率	償	還 0	り方	法	限度額	起債の方法		利	率	償	還	の方	法
都市再生整備計画事業	(千円)	1 証書借入	5%以内 (ただし、利 式で借り入れ いて、利率の 行った後にお 該見直し後の	率見直し方 る資金につ)見直しを いては、当)利率)	政資場る政償償する政債償する	よそよにをくい、債。り縮低	銀行その権者とただし、据置期間し、又は利債に	の他の 協工 間及 で は繰上	(千円)	証書借入	式で借り 及び地に 構資金に 見直しる	ン、利 ³ り入れる ち公共 こついっ を行って	率見直し方 る 可体金 で で を を を を を を を を を を を を を を の を の を	場合にはるものになるの都合質の関係である。	こはこれではいい。とれているというののののよりをはいない。というないはいいいできません。これはいいできまればいいできません。これはいいできません。これはいいできません。これはいいできません。これはいいできません。これはいいできません。これはいいできまればいいできません。これはいいできません。これはいいできないできません。これはいいできないできません。これはいいできないできないできないできないできない。これはいいできないできないできないできないできない。これはいいできないできないできないできないではいいできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	銀行を 責権者と ただし が据置其 な 話し、 び ほ利債に	たの他の た協定す い、 明間及び は繰上
公園整備事業	(千円) 72, 100	同上	同	Ŀ		同。	Ŀ		(千円) 66,600	同上		同上	2		F	司上	
道路整備事業	(千円) 43, 100	同上	同	Ŀ		同.	上		(千円)	同上		同上	1		F	11上	

起債の目的			補	正	前							補	正	後	
に頂の日的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	0	方	法	限度額	起債の方法	利	率	償還の力	7 法
防災基盤整備 事業	(千円)	証書借入	5%以内 (ただし、和 式で借り入れ いて、利率の 行った後によ 該見直し後の	川率見直し方 いる資金につ)見直しを らいては、当	政資場る政償償する政債償する	こさこう艮しよそよこととなるというのるよ気にあるようにあるという。	、銀行 債権者 っ。据 を が が が が が が が が が が が が が が が が が が	そとし期は	他定町及繰り	(千円) 25,900	証書借入	式で借り入え及び地方公共 構資金につい 見直しを行っ	可率見直し方 れる政府資金 共団体金融機 いて、利率の った後におい	政府資金については、 資条件により、銀行場合にはその債権者 るものによる。ただ 政の都合により据置 償還若しくは低利債 することができる。	その他にすいる。
地方創生基盤 整備事業	(千円)	同上	同	上			同上			(千円)	同上	Ē	让	同上	

(廃止)

起債の目的		補 正 前							補 正 後							
起傾の目的限度	限度額	起債の方法	利	率	償	還	Ø	方	法	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法	ν π	7
緊急防災・減災 事業	(千円)	証書借入	式で借り入れ	おいては、当	るものに 政の都合	こよこ合艮しよそよことととこれである。	、債。り縮低銀権た据し利	行者だ置、債に	の他の 協定町財 間及繰上	(千円) 一		-	_	_	緊急防災・減災 とならなかった	